

答 申

第1 審査会の結論

富山県教育委員会（以下「実施機関」という。）が、異議申立ての対象となった公文書について行った部分開示決定は、妥当である。

第2 異議申立ての経過

1 開示請求

平成18年7月10日、異議申立人は、富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し、「実施機関が県教職員（実施機関及び県下市町村教育委員会の職員を含む。）の受賞や不祥事、事故、事件に対して当事者や学校関係者に発した一切の賞罰事項が分かる文書（平成10年度分から平成17年度分まで）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 開示決定等

- （1）平成18年8月23日、実施機関は、受章者一覧表及び処分一覧表を本件開示請求に係る対象公文書として特定した上、処分一覧表のうち特定の個人を識別できると判断した部分については、条例第7条第2号に該当することを理由に非開示とし、その他の部分を開示とする部分開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。
- （2）平成18年8月28日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対し、異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- （3）平成18年9月11日、実施機関は、条例第19条の規定により、本件異議申立てについて富山県情報公開審査会（以下「本審査会」という。）に諮問した。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

異議申立書、非開示理由説明書に対する「意見書」及び本審査会での意見陳述において、異議申立人が主張している異議申立ての趣旨及び理由は、概ね別紙1のとおりである。（なお、異議申立人はこれ以外に、直接本件異議申立てとは関係がない主張もしているが、ここでは取り上げない。）

第4 実施機関の説明

実施機関が非開示理由説明書及び本審査会での意見陳述において説明している非開示の理由は、概ね別紙2のとおりである。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

本件異議申立てに係る対象公文書は、実施機関が作成した平成10年度から平成17年度までの8年

間に係る処分一覧表であるが、本審査会において、実施機関から当該文書の写しの提出を受け、内容を確認したところ、これらは次に掲げる4つの類型に分けることができ、その具体的な記載項目は、それぞれ概ね次のとおりである。

- (1) 処分等一覧 実施機関の事務同等の職員に係る処分に関し、処分年月日、所属、職、氏名、処分内容及び事犯内容を記載
- (2) 県立学校教職員処分者一覧 県立学校の教職員に係る処分に関し、年度、処分年月日、事犯内容、所属校、職、氏名、処分内容及びに監督責任者の職及び処分内容を記載
- (3) 教職員の懲戒処分等（小中学校関係） 県費負担教職員に係る処分に関し、年度、処分年月日、所属、職、氏名、事犯内容、処分内容及び監督責任者の処分内容を記載
- (4) 平成 年度第 四半期教職員交通事犯一覧表 教職員に係る交通事犯に関し、番号、所属、職、氏名、市町村教育委員会の内申内容（平成17年度分を除く。）、行政処分及び刑事処分の有無（平成17年度分に限る。）、処分内容、事犯内容及びに加重要素及び過失割合（平成17年度分に限る。）を記載

なお、これらの中には、地方公務員法（昭和25年法律第 261号）に基づく懲戒処分だけでなく、それよりも軽度の訓告、注意等の事実上の処分に係るものが含まれ、さらに（4）には、結果的に処分に至らなかった事案に係るものも含まれている。

2 条例第7条第2号（個人情報）該当性について

本件処分における非開示部分（以下「本件非開示部分」という。）は、すべての事案に係る所属（ただし、学校に係る小・中・高の種別が記載された部分は、開示）及び氏名並びに一部の事案に係る職（職位）であり、実施機関は、これらが条例第7条第2号に該当すると説明している。

条例第7条第2号には、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述等により、他の情報と照合する場合を含め、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書に該当するものを除き、非開示情報とする旨規定されているので、以下、本件非開示部分がこれに該当するかどうか、順次検討する。

(1) 条例第7条第2号本文該当性

本件非開示部分のうち、氏名については、特定の個人を識別できる情報であることは明白であり、所属については、それだけでは個人が識別される情報ではないが、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。また、職（職位）については、通常同じ職を有する教職員が多数存在することから、一般には個人が識別される情報ではないが、本件非開示部分に係るものについては、ごく少数の者しか存在しないか、特定の所属にしか存在しないものであったため、本件処分に係る開示部分や他の情報と組み合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第2号本文の規定に該当するものと認められる。

(2) 条例第7条第2号ただし書ア該当性

ア 処分の公表

県の知事部局においては、平成16年7月に「職員の懲戒処分等に関する公表基準」を定め、原則として、毎年4月及び10月に、過去半年間に行った地方公務員法に基づく懲戒処分等に係る被処分者の所属部局名、職位及び年齢・性別、処分内容、処分年月日並びに処分理由を公表しており、さらに「懲戒免職事案等、重大な法令違反や非行の場合で、社会的非難性が極めて高い事案及び県行政に対する信頼を著しく損ねた事案」及び「警察等により氏名が既に公にされている事案」については、処分後速やかに、上記内容に加えてその氏名を公表している。

実施機関においては、処分等の公表に係るこのような基準は特に定められていないが、実務上、知事部局に準じて同様に取扱うこととされている。本件対象公文書に記載された処分事案の大部分は公表に至らなかったものであるが、一部、上記のような内容を公表したものが含まれていることが認められる。

イ 公表された情報と条例第7条第2号ただし書アとの関係

条例第7条第2号ただし書アは、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報については、非開示情報とはしない旨規定している。

上記の公表基準はいわゆる内規であり、ここでいう法令等には該当しないものと認められるが、これによる一定の方針に基づいて実施機関が公表した懲戒処分等に係る情報は、原則として、ここでいう慣行として公にされている情報に該当するものと認められ、この点について、いったん公表しても引き続き公に知り得る状態にあったとはいえ、慣行として公にされている情報には当たらないとする実施機関の主張は、採用できない。

ウ 被処分者のプライバシーの保護と受忍限度

しかしながら、条例第3条後段は、条例全般にわたる解釈及び運用の基本として、個人のプライバシーの保護に最大限の配慮をすべき旨を定めており、この個人には公務員も含まれることは異論がない(ただし、後述の第7条第2号ただし書ウは、県政に係る説明責任という観点から、公務員の職務遂行情報について一部その例外を定めているものと考えられる。)。そして、一般に、公表の時点から時間が経過するに従い、社会的影響が薄れ、被処分者のプライバシー等の権利利益を守る必要性が増すものと考えられ、また、懲戒処分等や刑事罰を受けたことに加え、その事実を公表されたことにより、すでに一定の社会的制裁を受けた事案について、それに係る情報が将来にわたって常に開示され得る状態に置かれることは、被処分者にとって酷であるという実施機関の説明は、理由があるものと認められる。

したがって、公表の時点から一定の期間は、上記イにより被処分者に係る個人情報が開示されることがあっても受忍すべきであるが、当該期間を経過したものについては、それが開示されることは受忍の限度を超え、妥当とはいえないものと認められる。

なお、異議申立人からはこの点に関し、インターネットにより誰もが手軽に必要な情報を入手できる現代社会において、時の経過によりプライバシー保護の必要性が増すというのは、忘れ去られることを期待している時代錯誤の言い訳にすぎない旨の反論があったが、現代の高度情報化社会にあっても、条例が求めるプライバシー保護の必要性は何ら変わるものではないと考えられる。

エ 本件非開示部分の条例第7条第2号ただし書ア該当性

本審査会において、本件対象公文書に記載された処分事案のうち、上記アで述べたところにより実施機関が過去にその概要を公表したものについて、実施機関から当該公表資料の提出を受け、その内容を確認したところ、上記アの基準のとおり、本件非開示部分である所属及び氏名は公表内容に含まれていないものが大半を占めているが、懲戒免職事案等においては、本件非開示部分である氏名等が公表されたことが認められる。

そこで、当該事案に係る非開示部分を開示することが、上記ウで述べた受忍の限度を超えるものであるかどうか問題となるが、実施機関によるこれらの処分の実施及び公表から本件開示請求までの期間は、最も短いものでも概ね1年（正確には343日）を経過しており、教職員の懲戒処分等に関する社会的影響等を踏まえつつ、個人のプライバシーへの最大限の配慮を求める条例の基本姿勢を考慮すると、当該事案については、いずれも受忍すべき期間を経過しており、その非開示部分を開示することは、適当でないものと認められる。

したがって、本件非開示部分は、条例第7条第2号ただし書アの規定には該当しないものとするのが相当である。

（3）条例第7条第2号ただし書イ該当性

条例第7条第2号ただし書イは、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要である情報については、非開示情報とはしない旨規定しているが、本件非開示情報がこれに当たるものとは認められない。

（4）条例第7条第2号ただし書ウ該当性

条例第7条第2号ただし書ウは、公務員の職務の遂行に係る情報のうち、その職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分については、非開示情報とはしない旨規定している。

一般に、人事管理上作成される公務員の懲戒処分等に関する公文書に記録されている当該被処分者の氏名等は、公務に関する情報ではあるが、個人の資質、名誉等に係る当該公務員固有の情報というべきものであって、本人がこれを他人に知られたくないと望むことは正当であると認められる。

この点に関し、本件非開示情報には、公務員の職務遂行過程における行為を処分原因とするものが含まれているが、これは被処分者にとっては、身分上の取扱いという私事に関する情報であり、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有するものであるから、ここにいう職務の遂行に係る情報には該当しないものと認められる。

3 その他の異議申立人の主張について

異議申立人は、本件非開示情報が条例上の個人情報に該当するとしても、その職務の性格上高い倫理性を求められる教職員の処分に関するものであるから、公益性の観点から公開されるべきである旨主張している。条例第9条は、非開示情報が記録されている場合であっても、実施機関が公益上特に必要があると認める場合は、裁量により開示できる旨を定めているが、上記2（2）ウで述べたとおり、未公表の場合はもちろん、公表された事案でも被処分者のプライバシーには最大限の

配慮が必要であり、本件非開示部分を開示することがそれを上回る公益性を有すると認めることはできないから、異議申立人の主張には理由がない。

また、異議申立人は、人事院が作成した懲戒処分の公表指針について言及しているが、これは国の各府省等が懲戒処分を行った際の公表の指針を定めたものであり、実施機関が自ら行った処分の公表に当たってその内容を参考とする場合はともかく、本件処分のように条例に基づいて行う公文書開示請求に対する判断には何ら関係ないものであるから、その主張自体が失当である。

4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の開催経過

本審査会の開催経過の概要は、別記のとおりである。

別紙1 異議申立ての趣旨及び理由

- 1 本件処分では、処分一覧表に係る所属、氏名等が非開示とされているが、被処分者は当該処分の内容について納得して受け入れているのであるから、公開を妨げる要因はない。
- 2 また、そのうち厳しい処分の対象者については、マスコミを通して既に公開されているにもかかわらず、実施機関は「いったん公表したことをもって慣行として公にされている情報には当たらない」、「公表の時点から時間が経過するに従い、社会的影響が薄れる」などと主張している。
しかし、このような忘れ去られることを期待しているかのような言い訳手法は、そこから何の教訓も生まれぬばかりでなく、インターネットにより情報源が多様化され、誰もが時間及び場所を問わず手軽に知りたい情報を入手できる現代社会においては、時代錯誤に等しいものである。
- 3 さらに、その職務の性格上高い倫理性を求められる教職員の処分に関する情報は、軽い処分に係るものであっても、公益性の観点から公開されるべきである。
- 4 なお、人事院が自ら作成した官公庁の懲戒処分の公表基準について「一律に匿名発表を求める趣旨ではない」とコメントしている旨の新聞報道もあったところである。
- 5 以上のことから、本件処分を取り消し、非開示部分はすべて開示すべきである。

別紙2 実施機関が主張している非開示の理由等

本件処分において非開示とした情報は、処分一覧表に係る所属（学校名）、氏名及び職名で個人が特定されるもの（以下「氏名等処分情報」という。）であるが、これらは、以下に述べるとおり、条例第7条第2号（個人情報）に該当する。

1 条例第7条第2号本文の該当性

氏名が特定の個人を識別できる情報であることはもちろん、所属（学校名）及び職名で個人が特定されるものについても、他の情報と照合することにより、非違行為の関係者や近隣居住者などが容易に特定の個人を識別することができるから、氏名等処分情報は、同号本文に該当する。

2 条例第7条第2号ただし書の非該当性

（1）ただし書ア

氏名等処分情報の一部には、過去に報道機関に公表した事例が含まれているが、処分当時において1回限り公表したもので、その後引き続き公表した事実はない。したがって、本件開示請求時において公衆が知り得る状態にあったとはいえず、慣行として公にされている情報には該当しない。

この点については、過去に公表された事件であっても、公表の時点から時間が経過するに従い社会的影響が薄れ、被処分者のプライバシー等の権利利益を守る必要性が増すものと考えられることから、公表後、時間が経過したような場合にあっては、特に慎重に判断すべきである。例えば、懲戒免職処分を受けた者や懲戒処分等を契機に自ら辞職した者は、既に教職員としての地位を離れ、第二の人生を歩んでいたり、刑事裁判を受けて刑に服し、更生の道を歩んでいる者もあり、こうした者に係る処分情報を慣行として公にされている情報とすることは、本人にとって酷であるとする。

（2）ただし書イ

氏名等処分情報の開示により害される被処分者の権利利益を上回る公開の必要性は、認められない。

（3）ただし書ウ

一般に、人事管理上作成された公務員の懲戒処分等（文書又は口頭の訓告、所属長注意等を含む。）に関する文書に記録されている氏名等処分情報は、公務に関連する情報ではあるが、個人の資質、名誉等に係る当該公務員固有の情報というべきものであって、被処分者としては、これを他人に知られたくないと望んでいると考えるのが通常である。この点について、判例（平成15年11月21日最高裁第二小法廷判決）も、職員の懲戒処分に関する情報が「公務遂行等において非違行為があったということを示すにとどまらず、公務員としての立場を離れた個人としての評価をも低下させる性質を有する情報というべきものであるから、私事に関する情報の面を含むものということができる」として、職務遂行情報の該当性を否定している。

別 記

審査会の開催経過の概要

| 年 月 日 | 内 容 |
|--------------------------|--|
| 平成18年 9月11日 | 諮問書を受理 |
| 平成19年 2月 2日 | 教育委員会に非開示理由説明書の提出を依頼 |
| 平成19年 2月16日 | 非開示理由説明書を受理 |
| 平成19年 2月19日 | 異議申立人に非開示理由説明書を送付するとともに、これに対する意見書の提出を依頼 |
| 平成19年 3月 9日 | 意見書を受理 |
| 平成19年 4月 6日 (第44回審査会) | 審議 |
| 平成19年 5月11日 (第45回審査会) | 審議 実施機関職員から非開示理由説明を聴取 異議申立人から意見を聴取 |
| 平成19年 6月11日 (第46回審査会) | 審議 |
| 平成19年 7月20日 (第47回審査会) | 審議及び答申 |

富山県情報公開審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏 名 | 現 職 等 | 備 考 |
|---------|-----------------|--------|
| 浅 井 尚 子 | 富山大学経済学部教授 | 会 長 |
| 荒 木 良 一 | 北日本新聞社論説委員長 | |
| 岩 田 繁 子 | 富山県婦人会会長 | |
| 大 坪 健 | 弁護士 | 会長職務代理 |
| 濱 谷 元一郎 | 富山県商工会議所連合会常任理事 | |
| 米 田 育 代 | 富山県労働委員会委員 | |